

## 電子ギフト購入規約

### 第1条(規約の適用)

本規約は、ジー・プラン株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する電子ギフト(第2条第7号に定めるものをいいます。)を購入するにあたって適用される条件を定めるものです。

### 第2条(定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「Gポイントサービス」とは、当社が運営および管理するポイントプログラムサービスをいいます。
- (2) 「Gポイントサイト」とは、当社が管理・運営するウェブサイトであって、ポイント交換等のサービスを提供するためのものをいいます。
- (3) 「Gポイント」とは、当社が発行および管理するポイントをいいます。
- (4) 「Gポイントギフト」とは、当社が発行および管理する電子ギフトコードであって、GポイントサイトにおいてGポイントに交換できるものをいいます。なお、Gポイントギフトの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。
- (5) 「Amazon サイト」とは、Amazon Gift Cards Japan 合同会社(以下「AGCJ」といいます。)が管理・運営するウェブサイト、および AGCJ が随時指定するその他のウェブサイトをいいます。
- (6) 「Amazon ギフトカード」とは、AGCJ が発行する電子ギフトコードであって、別途 AGCJ が定める Amazon ギフトカード細則に従い、Amazon サイトにおいて額面金額で償還されるものをいいます。
- (7) 「電子ギフト」とは、Gポイントギフトおよび／または Amazon ギフトカードをいいます。
- (8) 「購入契約」とは、本規約に基づき当社から電子ギフトを購入するための契約をいいます。
- (9) 「契約者」とは、本規約に同意のうえ当社との間で購入契約を締結した法人をいいます。
- (10) 「受取人」とは、電子ギフトの受取人として契約者により指定された個人をいいます。
- (11) 「デジタルコードマネージャー」とは、当社が運営および提供するツールであって、オンラインで電子ギフトを発行するためのものをいいます。
- (9) 「電子ギフト代金」とは、電子ギフトの購入代金をいいます。

### 第3条(契約の申込)

電子ギフトの購入を希望する法人(日本国内において登記がなされている法人に限ります。)は、本規約に同意のうえ、当社所定の申込書に電子ギフトの領収の目的その他必要事項を記載しこれを当社に届け出ることにより、購入契約を申し込むものとします。

- 2 前項に基づく申込を受けた場合、当社は、当社所定の基準により審査のうえ、当社がこれを

承認することにより購入契約が成立し、前項の申込を行う法人に契約者として電子ギフトを購入し得る地位が与えられるものとします。当社は、前項の申込を行う法人が次の各号の事項のいずれかに該当する場合、その他当社が電子ギフトを頒布する者として不適切と判断した場合は、前項の申込を承認しないものとします。なお、当社は、かかる審査の内容を一切開示しないものとします。

- (1) 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)であること
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自らまたは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 3 前項各号に定めるほか、当社は、次の各号のいずれかの場合には、その申込を承認しないことがあります。
- (1) 第 1 項の申込時に虚偽の事項を届け出たことが判明した場合
  - (2) 申込者が、電子ギフト代金の支払を怠る恐れがあると当社が判断した場合
  - (3) 過去に当社との契約を解除され、または当社が提供するサービス等の利用を停止されていることが判明した場合
  - (4) 電子ギフトを頒布する目的が第 17 条第 1 項第 1 号のいずれかに該当し、または該当する恐れがある場合
  - (5) その他電子ギフトを購入し得る地位を与えることが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 4 購入契約の期間は、購入契約が成立した日から起算して 1 年間とします。ただし、期間満了の 30 日前までに、契約者または当社のいずれからも相手方に対して書面による別段の意思表示がなされないときは、購入契約は、さらに 1 年間これを延長されるものとし、以後期間満了毎にこの例によるものとします。
- 5 契約者は、本条第 1 項の申込書に記載した目的の範囲内で電子ギフトの頒布を行うものとする。
- 6 当社は、電子ギフトのうち Amazon ギフトカードについて、当社と AGCJ との契約が終了した場合には、Amazon ギフトカードの購入申込を受け付けられないことがあります。

#### 第4条(変更事項の届出)

契約者は、第3条第1項の申込の際に届け出た事項について変更があった場合、当社の定める方法によりかかる変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

#### 第5条(譲渡の禁止)

契約者は、当社の事前の承諾を得ることなく、第三者に電子ギフトを購入し得る地位ならびにこれに基づき発生する一切の権利および義務を、譲渡し、引き受けさせ、その他担保に供する等の処分をしてはなりません。

#### 第6条(電子ギフトの引渡方法)

契約者は、当社が第3条第2項に基づき承認した場合、電子ギフトの引渡方法として次の各号のいずれかの方法を選択することができます。

- (1) 一括型：契約者より申込のあった電子ギフトを一括で引き渡す方法
  - (2) 個別型：受取人から契約者に対する電子ギフト取得申請毎に電子ギフトを引き渡す方法
- 2 契約者は、当社から引き渡された電子ギフトを受取人に頒布するものとし、契約者自ら電子ギフトをGポイントへの交換、償還、その他利用してはならないものとします。
- 3 契約者は、電子ギフトのうち、Amazon ギフトカードを受取人に頒布するに際しては、別途AGCJ が定める Amazon ギフトカード細則を遵守させるものとします。

#### 第7条(一括型の引き渡し)

前条第1項において契約者が電子ギフトの引渡方法として一括型を選択した場合、当社は、第3条第2項に基づく承認後、遅滞なく契約者に対し一括してCSVファイルの形式で電子ギフトの引き渡しを行います。

- 2 契約者は、前項による引き渡しを受けた後 10 営業日以内に、電子ギフトの種類の相違および数量の過不足の有無について確認し、問題がなければその旨を当社に通知するものとします。なお、この期限内に契約者より当社に通知がなかった場合は、当該電子ギフトの種類の相違および数量の過不足がなかったものとみなします。
- 3 前項の確認の結果、電子ギフトに関するCSVファイルの記載内容の相違または数量の不足が認められた場合には、契約者は遅滞なくその旨を当社に通知するものとし、当社は、直ちに当初の指定どおりの電子ギフトを再度契約者に引き渡すものとします。また、過剰に引き渡していた場合は、契約者は、遅滞なく当社に過剰分の電子ギフトを返却するものとします。
- 4 第2項に従い契約者が当社に受領の旨を通知があった時点もしくは確認期間が満了した時点、または前項に基づく再度の引き渡しもしくは返却が完了した時点をもって、電子ギフトの引き渡しが完了するものとします。

- 5 契約者は、電子ギフトを受領してから受取人に頒布するまでの間、電子ギフトを自己の費用と責任において管理するものとし、当社は、当該電子ギフトの盗難、紛失、滅失等の責任を一切負わないものとします。

#### 第 8 条(個別型の引き渡し)

第 6 条第 1 項において契約者が電子ギフトの引渡し方法として個別型を選択した場合、当社は、デジタルコードマネージャーを通じて受取人からの要求毎に電子ギフトの引き渡しを行うものとします。

- 2 当社は、毎月月末締めで、当該月に前項に従い引き渡した電子ギフトの数量を集計し、翌月第 3 営業日までに当社所定の方法により契約者に報告を行うものとします。契約者は、当該報告を受領してから 3 営業日以内に、電子ギフトの種類の相違および数量の過不足の有無について確認し、問題がなければその旨を当社に通知するものとします。なお、この期限内に契約者より当社に通知がなかった場合は、当該電子ギフトの数量に問題がなかったものとみなします。
- 3 前項の確認の結果、引き渡した電子ギフトの数量等に疑義があった場合、契約者は遅滞なくその旨を当社に通知するものとし、両者協議のもとで引き渡した電子ギフトの数量等を確定するものとします。
- 4 契約者は、デジタルコードマネージャーを提供するために当社が運営および管理するシステム(以下「当社システム」といいます。)に不正にアクセスする等、デジタルコードマネージャーまたは当社システムの運営を妨げる行為をしてはならないものとします。
- 5 当社は、契約者が前項の定めに違反していると判断した場合、契約者に対しかかる違反行為の中止その他適切な措置を講じることを求めるものとし、契約者は、直ちにこれに応じるものとします。また、この場合、当社は、デジタルコードマネージャーの利用停止、制限または禁止その他適切な措置を講じができるものとします。

#### 第 9 条(返品・交換等)

当社は、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、契約者から電子ギフトの返品、交換、その他それに伴う返金等には応じません。

#### 第 10 条(Gポイントへの交換)

当社は、契約者が電子ギフトのうちGポイントギフトを購入した場合において、受取人が、当社所定のGポイントサイトにてGポイントへの交換を申し込んだ場合、当該受取人が入力するGポイントギフトに基づき、当該受取人に対してGポイントを付与するものとします。付与されたGポイントは、当該受取人が保有するGポイント口座へ蓄積されるものとします。ただし、当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合、受取人に対し、Gポイントを付与することを行いません。

- (1) 受取人が、Gポイントギフトの有効期限経過後にGポイントへの交換申込を行った場合
- (2) 受取人が入力するGポイントギフトが存在しない、または受取人もしくは受取人以外の第三者によってすでに交換済みである場合
- (3) 受取人がGポイント会員登録を完了していない、または、Gポイントサービスを退会していた等の事由によりGポイントを付与できない場合
- (4) 当社から契約者に過剰にGポイントギフトが引き渡され、契約者が返却を怠ったGポイントギフトを受取人が交換申込をした場合
- (5) その他、当社がGポイントを付与することを適切ではないと判断した場合

#### 第 11 条(Gポイントの付与取消)

契約者が電子ギフトのうちGポイントギフトを購入した場合において、当社が受取人からの交換申込により付与したGポイントについては、かかる付与の後、契約者または当該受取人から如何なる申出があったとしても、当社は、当該付与の取消しを行いません。

#### 第 12 条(電子ギフトの有効期限)

- 電子ギフトのうちGポイントギフトの有効期限は、Gポイントギフトの発行した日が属する月(契約者への引渡日を発行日とします。)から 6 か月目の末日までとします。
- 2 前項の有効期限までに、契約者が受取人にGポイントギフトを頒布しなかった場合、または受取人がGポイントギフトの交換申込をしなかった場合、契約者または受取人が保有する当該有効期限経過後のGポイントギフトは、直ちに失効するものとします。これらの場合、失効したGポイントギフトについて、当社は、契約者に対して返金その他いかなる責任も負いません。
  - 3 受取人からの交換申込により付与されたGポイントの利用に際しては、当社が別途定めるGポイント会員規約が適用されます。
  - 4 電子ギフトのうち Amazon ギフトカードの有効期限は、AGCJ が当該 Amazon ギフトカードを当社に発行した日から 10 年間となります。

#### 第 13 条(一時的な中断)

当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、何らの責任を負うことなく、一時的に電子ギフトの引き渡し、GポイントギフトからGポイントへの交換その他Gポイントサービスの全部または一部の提供(デジタルコードマネージャーの提供を含みますが、これに限られません。)を中断することができます。

- (1) 当社システムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等によりGポイントギフトからGポイントへの交換その他Gポイントサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災地変や、悪性の伝染病、疫病等によりGポイントギフト

からGポイントへの交換その他Gポイントサービスの提供ができなくなった場合

- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりGポイントギフトからGポイントへの交換その他Gポイントサービスの提供ができなくなった場合
  - (5) 運用上または技術上GポイントギフトからGポイントへの交換その他Gポイントサービスの一時的な中断が必要と当社が判断した場合
  - (6) その他、当社が、GポイントギフトからGポイントへの交換その他Gポイントサービスの提供を中断する緊急の必要を認めた場合、またはGポイントギフトからGポイントへ交換することを適切ではないと判断した場合
- 2 当社は、前項の規定によりGポイントギフトからGポイントへの交換その他Gポイントサービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 14 条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該契約者への電子ギフトの引き渡し、当該契約者によるGポイントギフトからGポイントへの交換その他Gポイントサービスの利用を停止（サービスの利用開始前の場においてはその利用開始を停止することを含みます。）することがあります。

- (1) 第 3 条第 1 項の申込時に虚偽の事項を届け出していたことが判明した場合
  - (2) 支払期日を経過してもなお電子ギフト代金が支払われない場合
  - (3) 信用状況が著しく悪化した場合
  - (4) 当社または当社の委託先の問い合わせ窓口等へ正当な事由もなく長時間の電話を行い、同様の繰り返し電話を過度に行い、不当な義務等を強要し、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為を行うことにより、当社または当社の委託先の業務に著しく支障をきたした場合
  - (5) 解散、廃業もしくは合併をし、または清算に入った場合
  - (6) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
  - (7) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは破産手続開始の申立てを受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始もしくは特別清算の申立てを自ら行った場合
  - (8) 支払停止、支払不能等の事由を生じた場合
  - (9) 手形、小切手について不渡処分を受け、もしくは金融機関から取引停止処分を受けた場合、または租税滞納処分を受けた場合
  - (10) 当社が契約者に対する債権保全上必要と認めた場合
  - (11) 前各号の他、本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- 2 当社は、前項の規定により当該契約者への電子ギフトの引き渡し、GポイントギフトからGポ

イントへの交換その他Gポイントサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 15 条(契約者による契約の解除)

第 6 条において電子ギフトの引渡し方法として個別型を選択した契約者は、1か月前までに当社に書面にて通知することにより、将来に向かって購入契約を解除することができるものとします。

#### 第 16 条(当社による契約の解除)

当社は、第 14 条の規定により利用停止を受けた契約者が、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由を解消しなかった場合には、その購入契約を解除することができるものとします。

- 2 当社は、契約者が第 14 条第 1 項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合には、第 14 条に定める利用停止をしないで、当社所定の方法にて通知することにより、購入契約を直ちに解除することができるものとします。
- 3 前条第1項および前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第 14 条第 1 項第 3 号乃至第 10 号所定の事由に該当した場合には、何らの通知および催告も要することなく、かつ、第 14 条に定める利用停止の手順を踏むことなく、購入契約を直ちに解除することができるものとします。
- 4 当社は、購入契約の成立後に、契約者が第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明した場合、何らの通知および催告も要することなく、購入契約を直ちに解除することができるものとします。
- 5 複数の購入契約を締結している契約者がいずれかの購入契約を解除された場合、当社は、その他の全ての購入契約を解除することができます。
- 6 前 5 項の規定により購入契約が解除された場合、契約者は、電子ギフト代金に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当社から契約者に対する通知および催告を要せず残存債務の全額を直ちに支払うものとします。また、当社は、かかる解除により相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、契約者にその損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第 17 条(遵守事項)

契約者は、次の各事項を遵守するものとします。

- (1) 次のいずれかに該当する商品、サービス、プロモーションにおいて、電子ギフトを頒布しないこと。なお、電子ギフトのうち Amazon ギフトカードに関しては、次の各号の他に、別紙1記載の商品、サービス、プロモーションにおいても頒布できないものとします。

- ① 法令および公序良俗に違反し、または、違反を助長するもの
  - ② 第三者の知的財産権、肖像権、名誉、プライバシーの権利、その他の権利を侵害するもの
  - ③ 景品表示法、薬事法、その他の法令、ガイドライン、関連自主規制団体の規則等に違反するもの
  - ④ 当該商品、サービスまたはプロモーションについて必要な行政庁への届出や許認可等を得ていないもの
  - ⑤ 虚偽、不当または誇大な表示があるもの
  - ⑥ わいせつ、児童ポルノ、性風俗サービスを含むアダルトな内容を含むもの
  - ⑦ 暴力、差別、自殺、薬物の不適切な利用を助長する内容が含まれるもの
  - ⑧ コンピューターウィルス等有害なプログラムを含むもの
  - ⑨ 投機、射幸心を著しく煽る表現を含むもの
  - ⑩ 当社の信用を棄損するもの
  - ⑪ その他当社が不適切と判断するもの
- (2) 電子ギフトを転売しないこと
- (3) 受取人への電子ギフトの頒布に起因して契約者に寄せられた質問または苦情等に誠実に対応するとともに、その事実を速やかに当社に報告すること
- (4) 受取人への電子ギフトの頒布に起因して当社および／または AGCJ に何らかの請求がなされまたは訴訟が提起される等紛争が生じた場合、契約者は、自らの費用と責任において、当該紛争の解決にあたり、当社および／または AGCJ を免責すること
- (5) 電子ギフトの偽造・変造、電子ギフトを利用した犯罪行為その他電子ギフトの経済的価値・社会的信用を損なう行為を行わないこと
- (6) 反社会的勢力に該当せず、また、自己または第三者をして、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと
- 2 契約者が前項各号の一に違反したことにより、当社および／または AGCJ に損害が生じた場合、契約者は当社および／または AGCJ が被った一切の損害につき賠償する責任を負うものとします。

#### 第 18 条(問い合わせ等)

当社は、GポイントおよびGポイントギフトに関する受取人からの問い合わせ(クレーム等も含みます。以下本条において同じ。)を、Gポイントサイトより問い合わせフォームにて受け付けるものとします。ただし、次の各号の問い合わせに関しては、契約者が受け付けおよび対応するものとし、当社は必要に応じて契約者に協力するものとします。

- (1) 契約者の提供する商品、サービスの内容等に関する問い合わせ

- (2) 契約者による電子ギフト提供におけるキャンペーンの内容等に関する問い合わせ
  - (3) 当社の知り得ない契約者の情報に関する問い合わせ
- 2 電子ギフトのうち Amazon ギフトカードに関する受取人からの問い合わせは、Amazon ギフトカード細則において AGCJ が定める問い合わせ先にて受け付けるものとします。
- 3 契約者は、電子ギフトに関連して受取人より当社に対してなされる問い合わせに対応する担当窓口を定め、当社の行う照会に対し速やかに回答するものとします。

#### 第 19 条(対価)

契約者は、電子ギフト代金として、G ポイントギフトを 1G=1 円(消費税は外税)で、Amazon ギフトカードを 1 円分のギフト=1 円(消費税は非課税)で換算した額を、ギフト発行手数料、その他費用とともに、当社へ支払うものとします。

- 2 第 6 条において電子ギフトの引渡し方法として個別型を選択した契約者は、前項の他に、最初の支払い時に、初期費用その他当社所定の申込書に定める費用を当社へ支払うものとします。

#### 第 20 条(支払方法)

当社は、契約者が選択した電子ギフトの引渡し方法に応じて、次の各号のいずれかの時点で、電子ギフト代金に関する請求書を契約者に交付するものとします。

- (1) 一括型: 第 7 条第 4 項の電子ギフトの引き渡しを行った日が属する月の翌月 8 営業日までに。
  - (2) 個別型: 第 8 条第 2 項の確認期限満了後(疑義があった場合には、第 8 条第 3 項の両者協議による確定後)すみやかに。
- 2 契約者は、当社所定の申込書に定める支払い期日までに、当社の指定する銀行口座に送金する方法により、前条各項で定める費用をその消費税とともに支払うものとします。なお、その際の送金手数料は、契約者の負担とします。

#### 第 21 条(免責等)

契約者と受取人との間で電子ギフトに関するプロモーションその他電子ギフトの頒布において発生する一切の紛争等については、契約者と受取人の当事者間で直接解決することとし、当社ならびに AGCJ およびその関連会社は一切責任を負わないものとします。

- 2 当社は契約者に対し、電子ギフトの頒布によるアクセス数、収益性等の効果に関して何ら保証するものではありません。
- 3 当社ならびに AGCJ およびその関連会社は、次の各号のいずれかに起因して契約者または受取人に生じる損害については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

(1) 通信回線、通信機器またはコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、

#### 不能、誤作動等

- (2) 電子ギフトの利用における受取人による当該電子ギフトの内容もしくはその利用方法についての誤解または理解不足
- (3) 受取人による当社が定める推奨環境以外での電子ギフトの利用
- (4) その他受取人による電子ギフトの利用条件等に違反する行為

#### 第 22 条(賠償責任)

当社は、電子ギフトの提供、Gポイントギフトの交換によるGポイントの付与その他Gポイントサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかつたときは、それにより契約者に現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲に限り、契約者に賠償するものとします。その場合の賠償額は、購入契約ごとに契約者が当社に支払うべき電子ギフト代金の総額を上限とします。ただし、当社の故意または重大な過失により電子ギフトの提供、Gポイントギフトの交換によるGポイントの付与その他Gポイントギフトを提供しなかつたときは、この限りではありません。

#### 第 23 条(秘密保持)

当社および契約者は、相手方から開示したまは提供された非公開の情報および／または資料を、善良な管理者の注意義務をもって秘密に保持するとともに、本規約に基づく購入契約の履行の目的に限り利用するものとし、第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

#### 第 24 条(商標等)

契約者は、自己が運営するウェブサイト等において当社および／または Amazon.com およびその関連会社の名称、所在地もしくはロゴ、または Amazon ギフトカード、GポイントもしくはGポイントギフトに関する説明、ロゴまたはウェブサイトの画面などを掲載する場合には、当社の事前の承諾を得るものとし、当社および／または AGCJ が定めるブランドガイドライン等を遵守するものとします。

- 2 本規約は、当社が契約者に対して「Gポイント」、「Gポイントサービス」、「Gポイントギフト」、「ジー・プラン」等の名称、当社が権利を有する登録商標、ロゴ、標章、サービスマーク等、および、Amazon.com およびその関連会社が権利を有する登録商標、ロゴ、標章、サービスマーク等(以下「Amazon マーク」といいます。)の商標権、著作権、意匠権、特許権その他の知的財産権に関する利用または使用の権利を許諾するものではありません。
- 3 GポイントおよびGポイントギフトに関する著作物(仕様書、取扱説明書等を含みますが、これらに限りません。)ならびにその他構成物の著作権、意匠権、特許権、実用新案権、商標権等の一切の知的財産権は、当社に帰属します。また、Amazon マーク、Amazon ギフトカードに関する資料その他の著作物の著作権、意匠権、特許権、実用新案権、商標権等の一切の知的財産権は、Amazon.com、AGCJ またはその関連会社に留保されます。

## 第 25 条(規約の変更)

当社は、契約者の事前の承諾なく、本規約の内容を変更することができます。この場合、契約者は、当社が指定した時点より、変更後の規約の条件に従うものとします。当社は、本規約の変更にあたり、可能な限り予告期間を設け、当社所定の方法により変更後の規約を契約者に開示または通知します。

## 第 26 条(法令等の遵守)

契約者は、電子ギフトに関するプロモーションその他電子ギフトの頒布に関連して適用される法令を遵守するとともに、不正または不当な行為が生じないよう、適切な管理体制を確立し、これを維持するものとします。

- 2 契約者は、電子ギフトに関するプロモーションその他電子ギフトの頒布に関連して関係法令違反、不正行為等が発生し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。また、これらの場合に当社が実施する調査に協力するものとします。

## 第 27 条(サービス終了)

当社は、電子ギフトの発行、GポイントギフトからGポイントへの交換、その他のGポイントサービスの提供を終了する場合は、かかる終了の 3ヶ月前までに、契約者に対してその旨を連絡するものとします。

## 第 28 条(準拠法)

本規約および本規約に基づく購入契約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとします。

## 第 29 条(専属的合意管轄)

電子ギフトに関連して当社と契約者との間に発生した全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定：2023 年 9 月 15 日

制定：2023 年 1 月 24 日(旧 Gポイントギフト購入規約)

別紙 1. 電子ギフトのうち Amazon ギフトカードを頒布できない商品、サービス、プロモーション

- ・タバコ
- ・ポルノ
- ・アダルト系商品・サービス
- ・非合法ドラッグ
- ・出会い系サービス ※1
- ・ギャンブル ※2
- ・オンラインオークション
- ・消費者金融 ※3
- ・デイリー・ディール・割引サービス業(共同購入クーポンサービスなど)
- ・ライブ配信サービス
- ・仮想通貨や NFT 等
- ・テレマーケティング
- ・禁輸商品、あるいは禁輸国との取引
- ・銃器類
- ・宗教および政治活動
- ・自社利用(備品購入など)
- ・Amazon.com、AGCJ またはその関連会社が非合法・不適切とみなす商品・サービス

※1：一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会加盟企業、および東京証券取引所プライム市場上場企業またはこれに準ずる企業が主催するサービス・商品を除く

※2：(i) 地方公共団体が主催する公営競技(競馬・競輪・競艇・オートレース)、(ii) 地方公共団体が販売する宝くじ、(iii) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが販売する toto(スポーツ振興くじ)を除く

※3：金融庁監督下にある銀行の商品、あるいは銀行が 50%以上出資する金融機関の商品を除く